

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例22号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例について、次のとおり必要な事項を定めるとしました。

- 1 無鄰菴においては、小学校の児童，中学校の生徒，高齢者，障害のある方等が広く文化に触れる機会を設け，これらの者の社会参加の促進を図るため，入場料を免除する運用を行ってきたところ，当該運用について，条例に定めることにより，市民にとってより分かりやすい運用を実現します。また，公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生が利用することができる京都市キャンパス文化パートナーズ制度の対象者に係る入場料を100円とします。
- 2 岩倉具視幽棲旧宅においては，新たに，上記の無鄰菴における入場料と同様の運用を行うとともに，現在，月曜日を供用しない日としていますが，当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは，その日後最初に到来する休日でない日を供用しないこととします。

この条例は，平成25年11月11日から施行することとしました。

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第22号

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を次のように改正する。

第3条中「(学齢に達しない者を除く。)」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生(別に定める手続を行った者に限る。)については、入場料を100円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入場料を徴収しない。
 - (1) 学齢に達しない者
 - (2) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校(特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)に在学する児童
 - (3) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)に在学する生徒
 - (4) 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者
 - (5) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (7) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
 - (9) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - (10) 本市が経営する自動車運送事業及び鉄道事業の管理者の定めるところにより福祉乗車証の交付を受けている者

(11) 第4号から前号までに掲げる者（第4号に掲げる者にあつては、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者に限る。以下「身体障害者等」という。）の介護者（市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

別表第2 供用しない日の欄中「月曜日」の右に「(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)」を加える。

別表第3 備考1中「，学齢に達しない者」を削り，「高等学校」の右に「(中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。)」を加え，同備考2から4までを削り，同備考1を同備考とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)